

情報公開・個人情報保護審査会第2部会開催記録

1 日 時 平成28年12月26日(月) 14:00～17:30

2 場 所 情報公開・個人情報保護審査会第3会議室

3 出席委員 白井玲子部会長, 池田綾子委員, 中川丈久委員

4 議事の項目等

(1) 事件名

平成28年(行情)諮問第436号及び同第437号(併合)

「安全保障法制整備に関する与党協議会に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件(文書の特定)」

「安全保障法制整備に関する与党協議会に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件(文書の特定)」

諮問庁

防衛大臣

調査審議の内容

上記新規諮問事件につき審議

(2) 事件名

平成27年(行情)諮問第195号及び同第663号(併合)

「「日米後方補給協力業務の参考」の開示決定に関する件(文書の特定)」

「「日米後方補給協力業務の参考」の一部開示決定に関する件」

諮問庁

防衛大臣

調査審議の内容

上記諮問事件につき調査審議

(3) 事件名

平成28年(行個)諮問第128号「本人に係る特定の答申に記載の回答に至った経緯等に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件」

諮問庁

経済産業大臣

調査審議の内容

上記諮問事件につき審議

(4) 事件名

平成28年(行情)諮問第540号「特定の検索システムの譲渡に係る行政指導に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件」

諮問庁

特許庁長官

調査審議の内容

上記諮問事件につき審議

(5) 事件名

平成28年(行情)諮問第265号「特定事件に係る海上自衛隊と法務局の打合せに関し特定の内容が含まれる文書の不開示決定(不存在)に関する件」

諮問庁

防衛大臣

調査審議の内容

上記諮問事件につき審議

(6) 事件名

平成28年(行情)諮問第218号「平成25年(2013年)台風26号に対する災害派遣に係る教訓詳報」について(報告)等の一部開示決定に関する件」

諮問庁

防衛大臣

調査審議の内容

上記諮問事件につき調査審議

(7) 事件名

平成28年(行情)諮問第466号「特定記事に記載の「PKO法改正に向けた検討」の不開示決定(不存在)に関する件」

諮問庁

防衛大臣

調査審議の内容

上記新規諮問事件につき審議

(8) 事件名

平成28年(行情)諮問第396号「安全保障法制整備に関する与党協議会に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件」

諮問庁

内閣総理大臣

調査審議の内容

上記諮問事件につき調査審議

(9) 事件名

平成28年(行情)諮問第397号「安全保障法制整備に関する与党協議会に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件」

諮問庁

内閣総理大臣

調査審議の内容

上記諮問事件につき調査審議

(10) 事件名

平成28年（行情）諮問第602号「特定議員が取り上げた「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」と同様な内容を含んだ資料の開示決定に関する件（文書の特定）」

諮問庁

外務大臣

調査審議の内容

上記新規諮問事件につき審議

(11) 事件名

平成27年（行情）諮問第420号「特定日付け解約合意書の一部開示決定に関する件（文書の特定）」

諮問庁

特許庁長官

調査審議の内容

上記新規諮問事件につき審議

(12) 事件名

平成28年（行情）諮問第638号「この訓令の実施に関し必要な事項」（重要影響事態における後方支援活動としての役務の提供，捜索救助活動及び船舶検査活動に係る武器の使用に関する訓令12条）に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件」

諮問庁

防衛大臣

調査審議の内容

上記新規諮問事件につき審議

(13) 事件名

平成28年（行情）諮問第639号「この訓令の実施に関し必要な事項」（国際平和共同対処事態における対応措置に係る安全の確保のための措置等及び武器の使用に関する訓令13条）に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件」

諮問庁

防衛大臣

調査審議の内容

上記新規諮問事件につき審議

(14) 事件名

平成28年（行情）諮問第640号「この訓令の実施に関し必要な事項」（在外邦人等の保護措置に係る安全の確保のための措置及び武器の使用に関する訓令15条）に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件」

諮問庁

防衛大臣

調査審議の内容

上記新規諮問事件につき審議

(15) 事件名

平成28年（行情）諮問第641号「この訓令の実施に関し必要な事項」（部隊等による国際平和協力業務に従事する自衛官の武器の使用に関する訓令19条）に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件」

諮問庁

防衛大臣

調査審議の内容

上記新規諮問事件につき審議

〔文責：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局〕